

給与等支給額及び比較教育訓練費の額及び翌年繰越税額控除限度超過額の計算に関する明細書（付表１）

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5の4第1項、第2項又は第3項に規定する給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。

この明細書（付表）は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「⑩」欄は、適用年の前年において事業を営んでいた月数と適用年において事業を営んでいた月数とが異なる場合に記載します。その他の場合は、「⑦－⑧＋⑨」の金額を「⑪」欄に記載し、また、「⑦－⑧」の金額を「⑫」欄に記載します。
- (2) 租税特別措置法施行令（以下「措法令」といいます。）第5条の6の4第19項の規定によりみなされた同条第12項の規定の適用を受ける場合における「比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、次によります。
 - イ 「比較雇用者給与等支給額 ⑪」の欄には、措法第10条の5の4第5項第10号に規定する比較雇用者給与等支給額を記載します。
 - ロ 「調整比較雇用者給与等支給額 ⑫」の欄には、措法令第5条の6の4第20項（第2号に係る部分に限ります。）の規定により計算した措法第10条の5の4第5項第5号ロに掲げる金額を記載します。
- (3) 「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄は、措法第10条の5の4第1項の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (4) 「2の⑬」欄は、適用年の前年において事業を開始した場合に記載します。その他の場合は、「2の⑰」欄の金額を「2の⑱」欄に転記します。
- (5) 「継続雇用者に対する給与等の支給額 ⑭」の欄は、措法第10条の5の4第5項第3号に規定する継続雇用者に対する給与等の支給額を記載します。
- (6) 「⑳」欄は、措法令第5条の6の4第16項に規定する教育訓練費の額を記載します。
- (7) 「㉑」欄は、適用年の前年において事業を開始した場合に記載します。その他の場合は、「㉑」欄の金額を「㉒」欄に転記します。
- (8) 「翌年繰越税額控除限度超過額の計算」の各欄は、措法第10条の5の4第4項の規定の適用を受ける場合（本年の翌年以後の各年分において同項の規定の適用を受けようとする場合を含みます。）に記載します。この場合において、「翌年繰越額 ㉓」の各欄の外書には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑰」欄のBの金額を記載し、「計」及び「合計」の欄の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条の5の4第1項、第2項及び第3項